

秩父市公共下水道事業の現状 及び 使用料改定の考え方について

令和元年9月

秩父市環境部下水道課

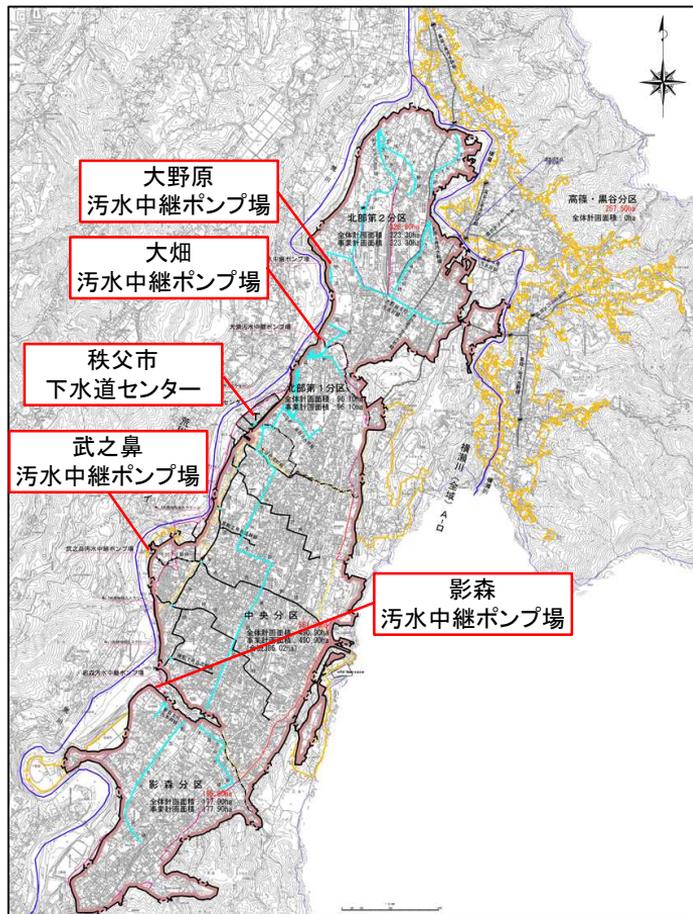


目次

1. 秩父市の下水道事業
2. 下水道の財政制度
3. 下水道事業についての現状と課題
4. 下水道事業の経営改革への取組
5. 下水道事業の経営分析
6. 下水道使用料の改定の目的
7. 使用料改定シミュレーション
8. 近隣市町の下水道使用料
9. 下水道使用料改定スケジュール(案)



1. 秩父市の下水道事業



- 秩父市の下水道事業は、昭和27年に既成市街地(現在の中央分区)を対象に事業認可を取得し建設に着手
- 昭和43年に中級処理(高速散水ろ床法)で下水処理を開始(トイレの水洗化へ)
- 昭和55年に高級処理(標準活性汚泥法)で下水処理を開始し現在に至る

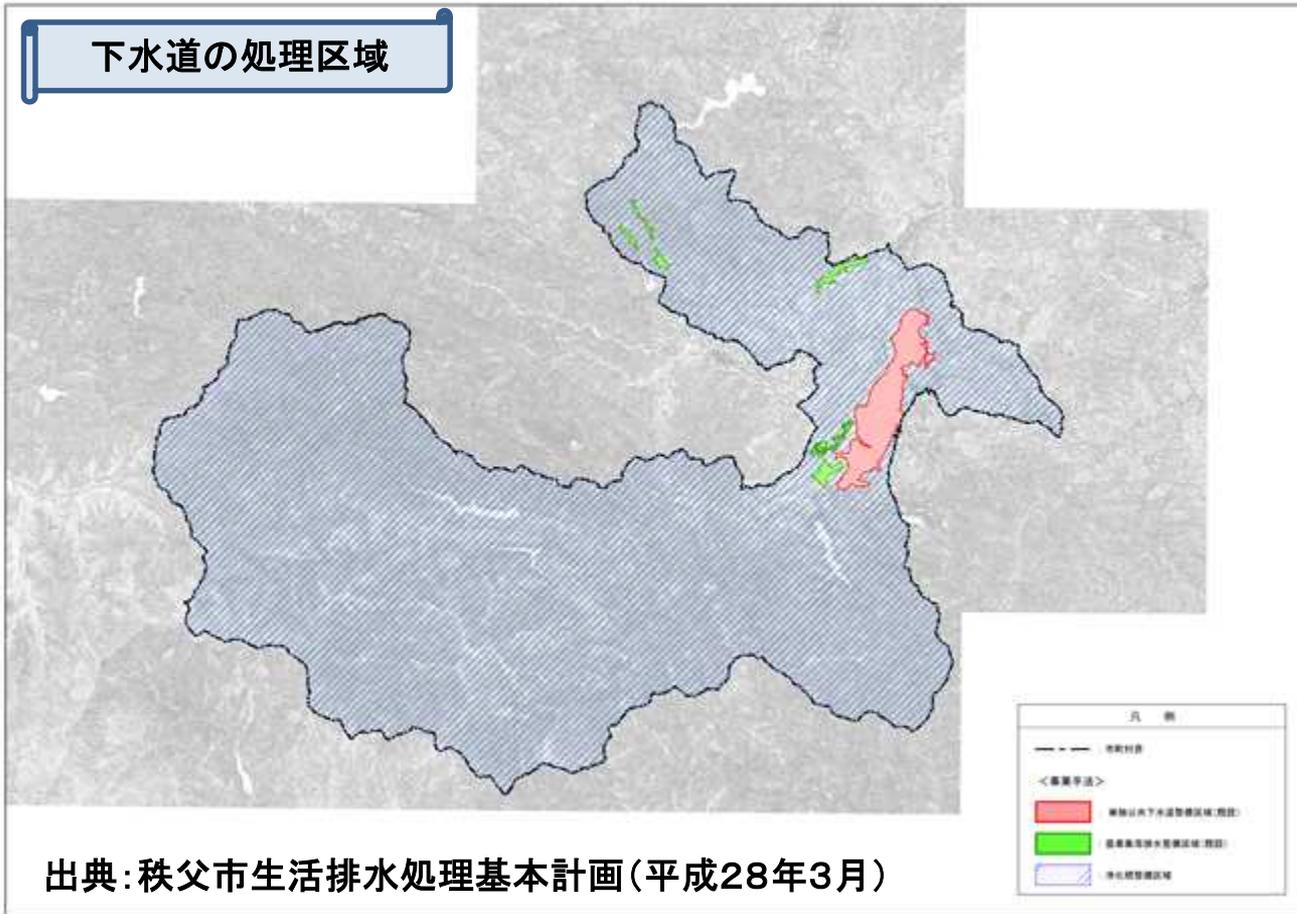
事業の概要(平成30年度末時点)

・ 事業計画区域面積	1,088 ha
うち合流区域面積	386 ha
うち分流区域面積	702 ha
・ 処理区域内人口	35,238 人
・ 下水道(人口)普及率	56.4 %
・ 下水道(面積)整備率	88.8 %
・ 管渠延長	213 km
うち污水管・合流管	205 km
うち雨水管	8 km
・ 処理場	1 箇所
・ 汚水中継ポンプ場	4 箇所



1. 秩父市の下水道事業

下水道の処理区域



出典:秩父市生活排水処理基本計画(平成28年3月)

公共下水道事業区域

中央地区の一部
原谷地区(大野原)の一部
高篠地区(下山田)の一部
影森地区の一部

農業集落排水事業区域

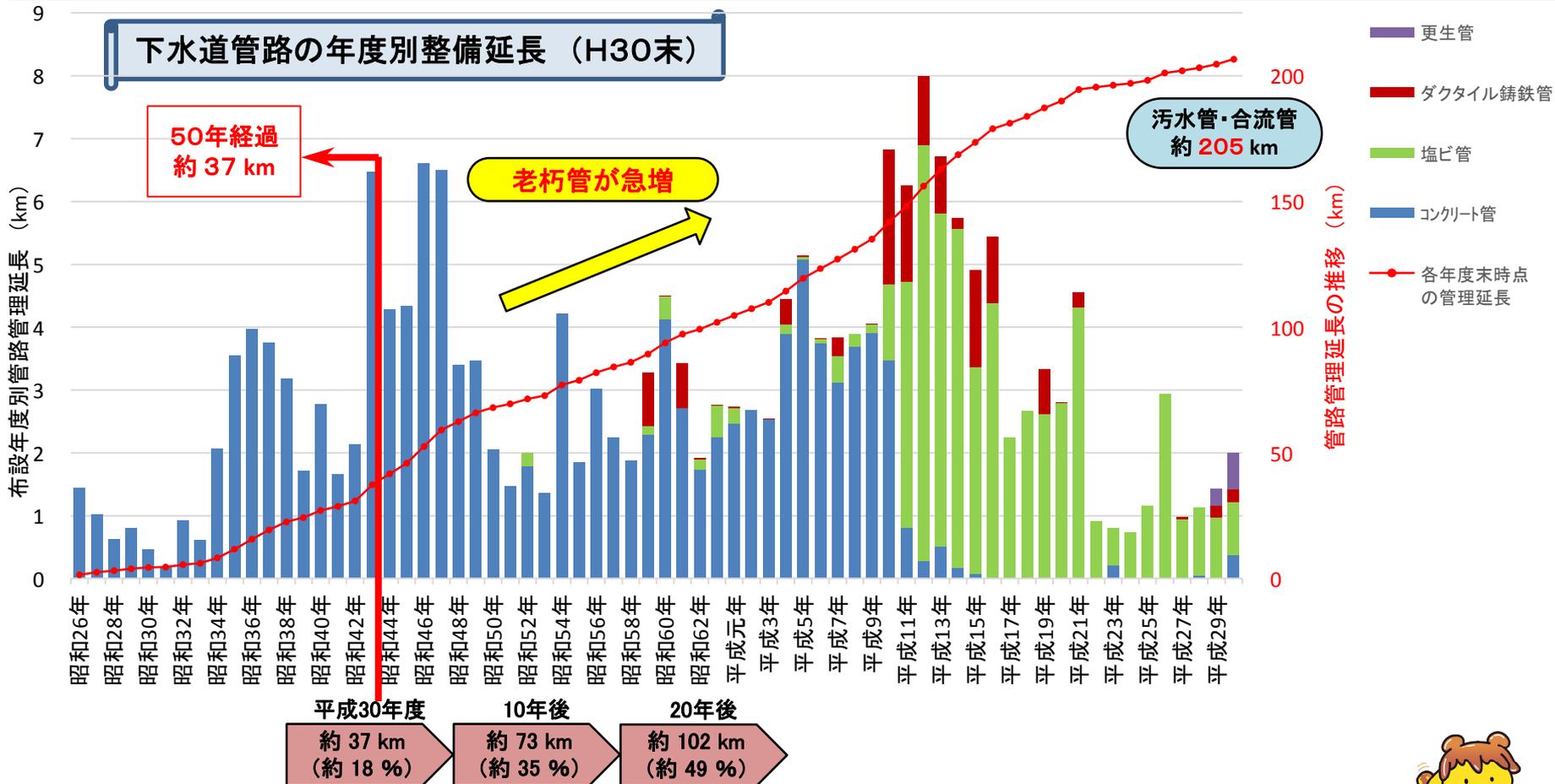
太田上地区
久那地区
別所・巴川地区

合併処理浄化槽事業区域

上記以外の区域



1. 秩父市の下水道事業



2. 下水道の財政制度

(参考)主な汚水処理施設に対する財政措置について

下水道

○公共下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて21～49%

(受益者負担金 5%程度)

補助	国庫補助金 50% (終末処理場は55%)	下水道事業債 50%
単独	下水道事業債 100%	

○流域下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%
(臨時措置分: 事業費補正分(100%) (補助事業のみ、薄黄色部分))

補助	国庫補助金 50% (高率補助は2/3)	下水道事業債 30% (地方負担の60%)	下水道事業債 (臨時措置分)20% (地方負担の40%)
単独	下水道事業債 90%		10%
	下水道事業債(臨時措置分)		

集落排水

○集落排水施設(農業集落排水、漁業集落排水等)

【国庫補助率】50%

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%

(分担金 5%程度)

補助	国庫補助金 50%	下水道事業債 50%
単独	下水道事業債 100%	

浄化槽

○市町村設置型浄化槽(特定地域生活排水処理施設)

【国庫補助率】1/3等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%

(分担金 10%程度)

補助	国庫補助金 1/3	下水道事業債 2/3
単独	下水道事業債 100%	

○個人設置型浄化槽

【国庫補助率】2/15等

【特別交付税措置】補助事業は地方負担分の16%～80%(財政力に応じる)
単独事業は地方負担分の10.6%～53.3%(財政力に応じる)

※費用の6/10は設置者負担

補助	個人負担 6/10	国庫補助金 1/3	市町村費 2/3
単独	個人負担 6/10	市町村費 2/3	国庫補助金 1/3
		市町村費 2/3	国庫補助金 1/3

※1 各事業の網かけ部分は交付税措置(公共下水道、個人設置型浄化槽については、最大の措置率の場合を網かけ部分としている。)
※2 受益者負担金、分担金を除いた建設改良費に下水道事業債を充当できる

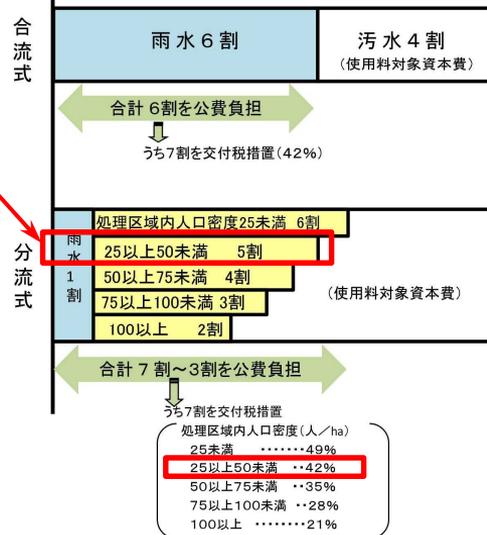


2. 下水道の財政制度

汚水処理施設の建設改良に係る地方財政措置

公共下水道(狭義)

- 公費負担は下記のとおり(青色及び黄色の着色部)
- ・合流式は下水道事業債の元利償還金の6割
- ・分流式は同元利償還金の7割～3割(処理区域内人口密度に応じて)

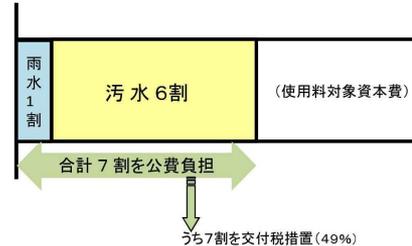


秩父市公共下水道事業の
処理区域内人口密度
(H30決算)
= 36.4 人/ha

公共下水道(狭義)以外 ※

- 公費負担は下記のとおり(青色及び黄色の着色部)
- ・分流式として下水道事業債の元利償還金の7割

- ※公共下水道(狭義)以外の下水道とは、下記を指す。
- ・その他の公共下水道(特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道)
 - ・集落排水
(農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設)
 - ・浄化槽(特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設)



12

※ 総務省「下水道財政のあり方に関する研究会」第1回 資料3 より



2. 下水道の財政制度

H30 決算
基準内繰入金
238,040千円

84,668千円

74,133千円

3,969千円

3,703千円

49,333千円

5,661千円

16,573千円

繰出基準(抄)

総財第41号 各都道府県知事
平成29年4月3日 各指定都市市長宛 総務副大臣通知

◎ 最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしている。

経費区分	繰出しの基準
1 雨水処理に要する経費	雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。
2 分流式下水道等に要する経費	分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
3 流域下水道の建設に要する経費	都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%とする。ただし、平成12年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。
5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。
6 不明水の処理に要する経費	計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。
7 高度処理に要する経費	下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする。
8 高資本費対策に要する経費	繰出しの対象となる事業は、供用開始30年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料が要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。
9 広域化・共同化の推進に要する経費	下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。
10 地方公営企業法の適用に要する経費	地方公営企業法の適用に要する経費及びこれに充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費	建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
12 個別排水処理施設整備事業に要する経費	建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。
14 その他	下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

臨時財政特例債の元利償還金に相当する額、児童手当に要する経費

H30 決算
基準外繰入金
283,826千円

※ 総務省「下水道財政のあり方に関する研究会」第1回 資料3 より

7



3. 下水道事業についての現状と課題

秩父市の下水道事業

平成31年3月31日現在

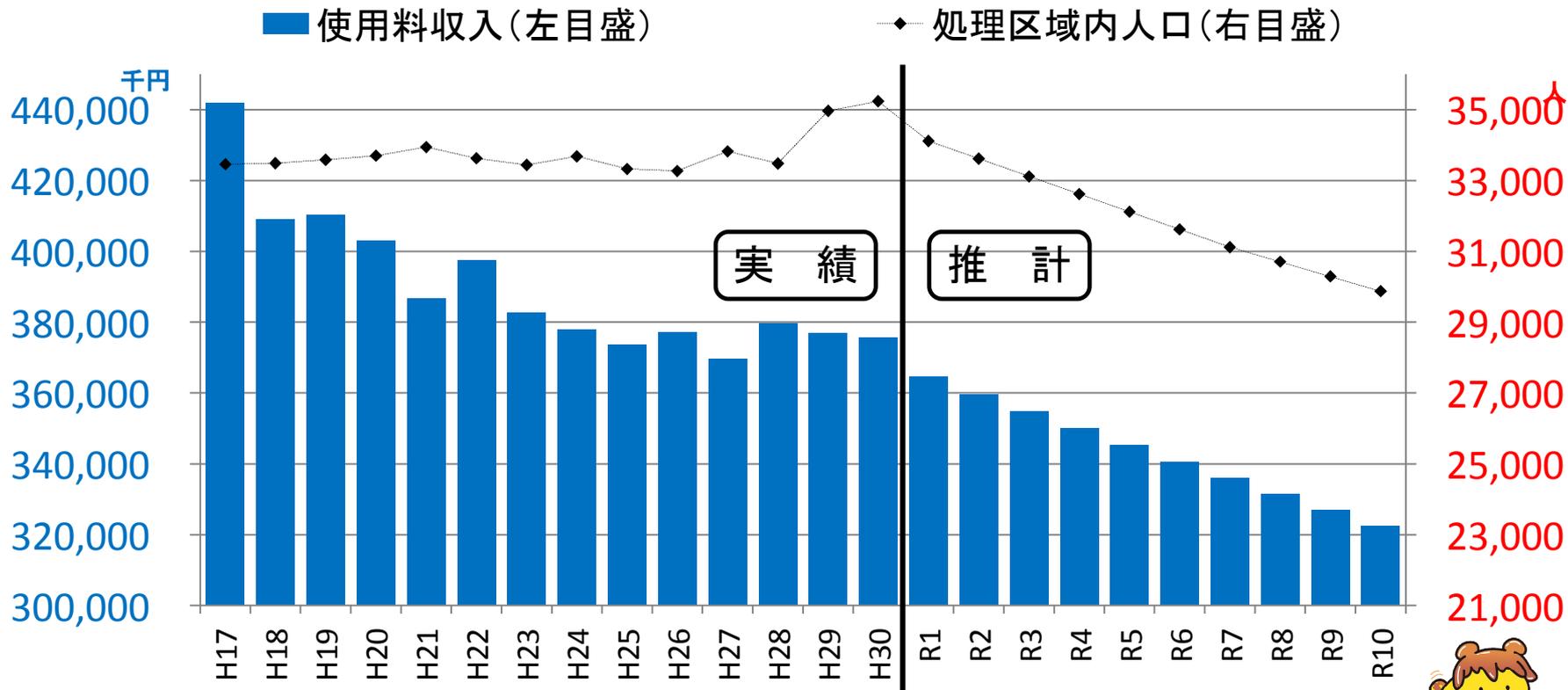
	公共下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽 (市町村設置型)	その他 (個人設置型、汲み取り等)
行政区域内人口 (A)	62, 513人			
接続人口 (B)	34, 066人	1, 846人	6, 068人	20, 533人
接続人口割合 (B)/(A)=(C)	54. 5%	3. 0%	9. 7%	32. 8%
(H30)年間有収水量 (D)	3, 636, 098 m ³	188, 932 m ³	443, 110 m ³	
(H30)使用料収入 (E)	375, 711千円※1	28, 402千円	27, 138千円	※1 打切決算未収分を含む
(H30)使用料単価 (E)/(D)=(F)	103円/m ³	150円/m ³	61円/m ³	
(H30)汚水処理費 (G)	545, 414千円	29, 568千円	64, 055千円	
うち 維持管理費分	238, 900千円	29, 568千円	27, 184千円	
うち 資本費分	306, 514千円	0千円	36, 871千円	
(H30)汚水処理原価 (G)/(D)=(H)	150円/m ³	157円/m ³	145円/m ³	
うち 維持管理費分	66円/m ³	157円/m ³	62円/m ³	
うち 資本費分	84円/m ³	0円/m ³	83円/m ³	
(H30)経費回収率 (E)/(G)=(I)	68. 9%	96. 1%	42. 4%	



3. 下水道事業についての現状と課題

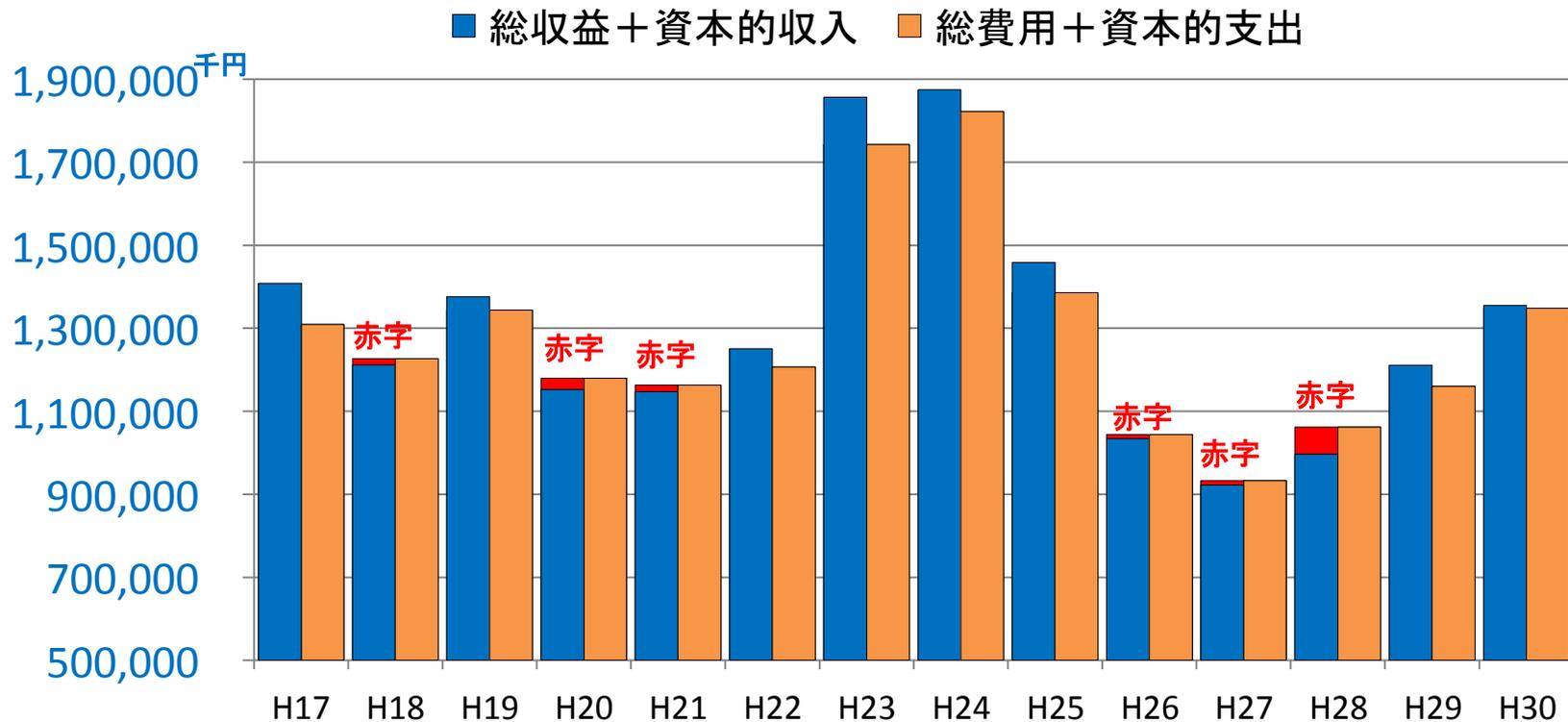
使用料収入の推移

○ 使用料収入は、人口減少社会の到来や節水意識の高まりなどにより、減少傾向にある



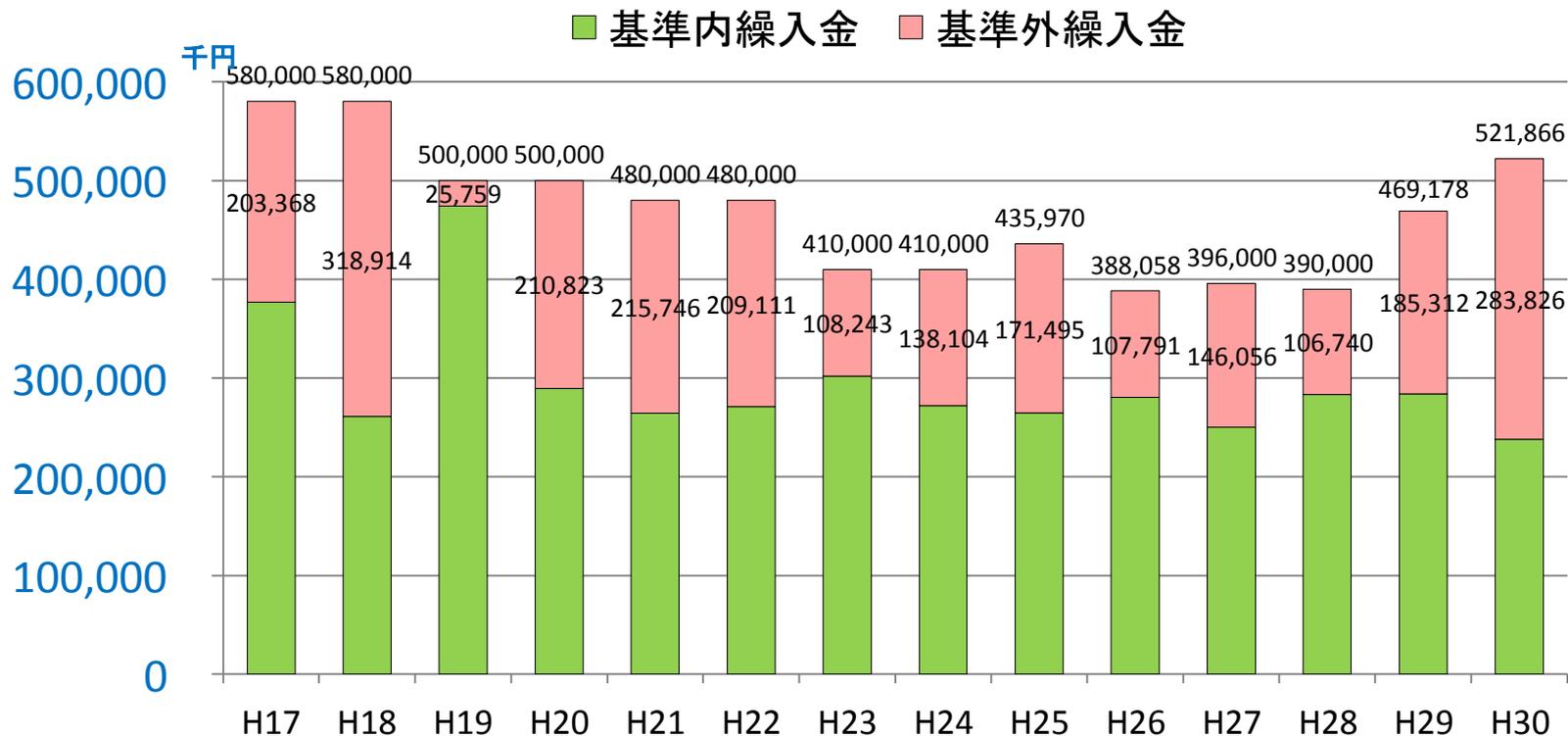
3. 下水道事業についての現状と課題

収支の推移



3. 下水道事業についての現状と課題

繰入金の推移

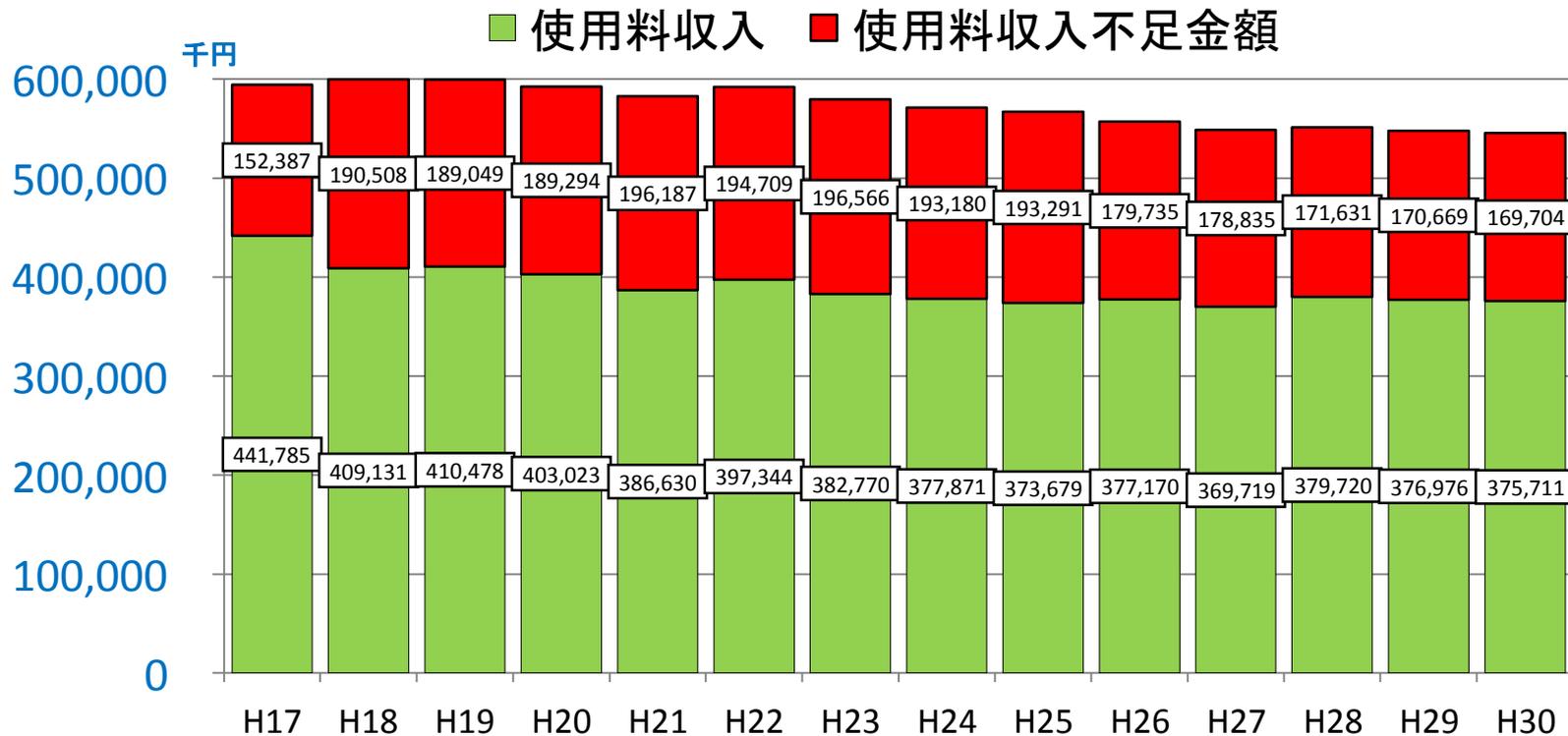


3. 下水道事業についての現状と課題

使用料収入の推移

使用料収入不足金額

＝（国が要請※1する使用料単価150円/m³×有収水量）－使用料収入

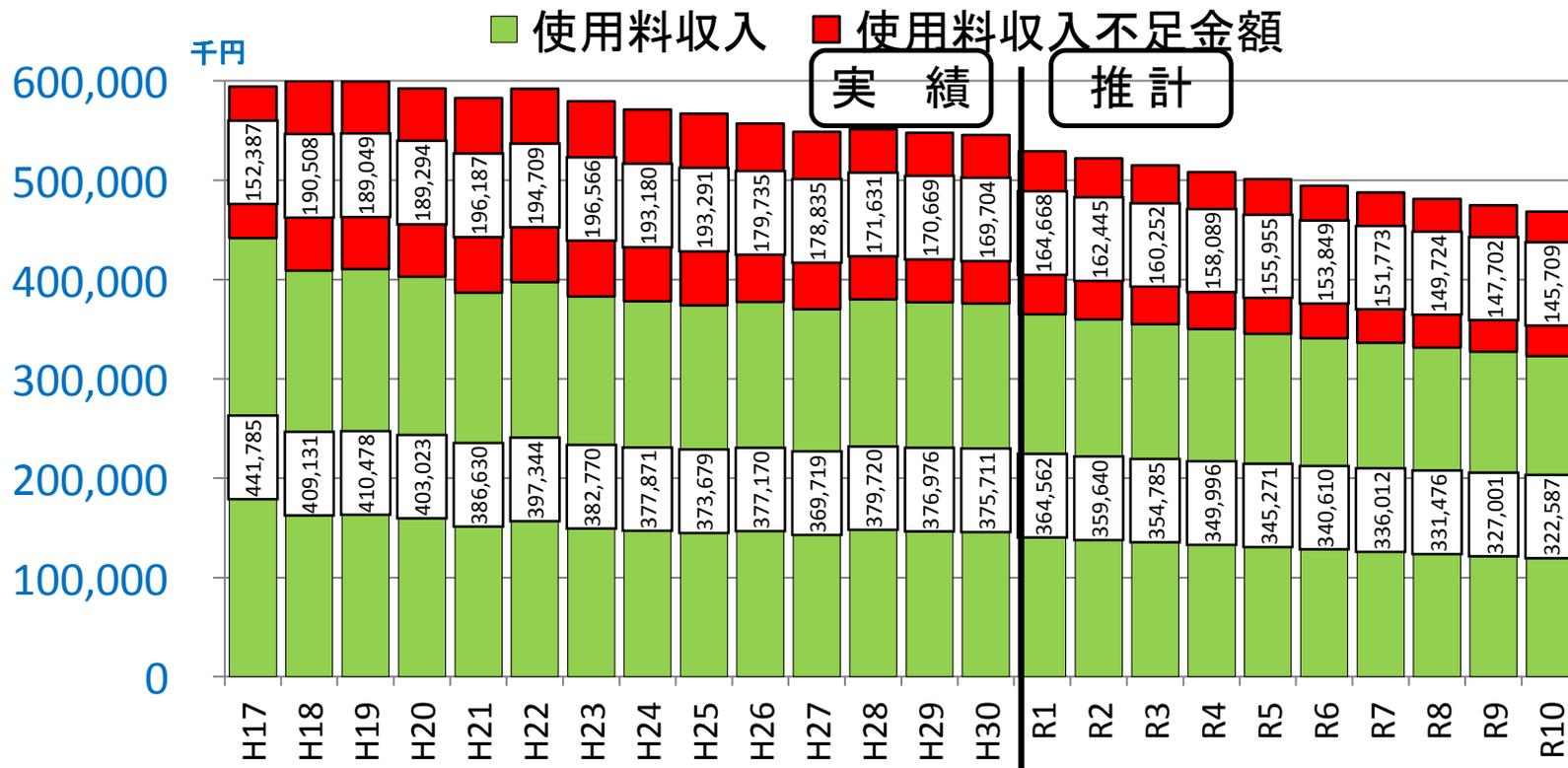


3. 下水道事業についての現状と課題

使用料収入の推移(推計)

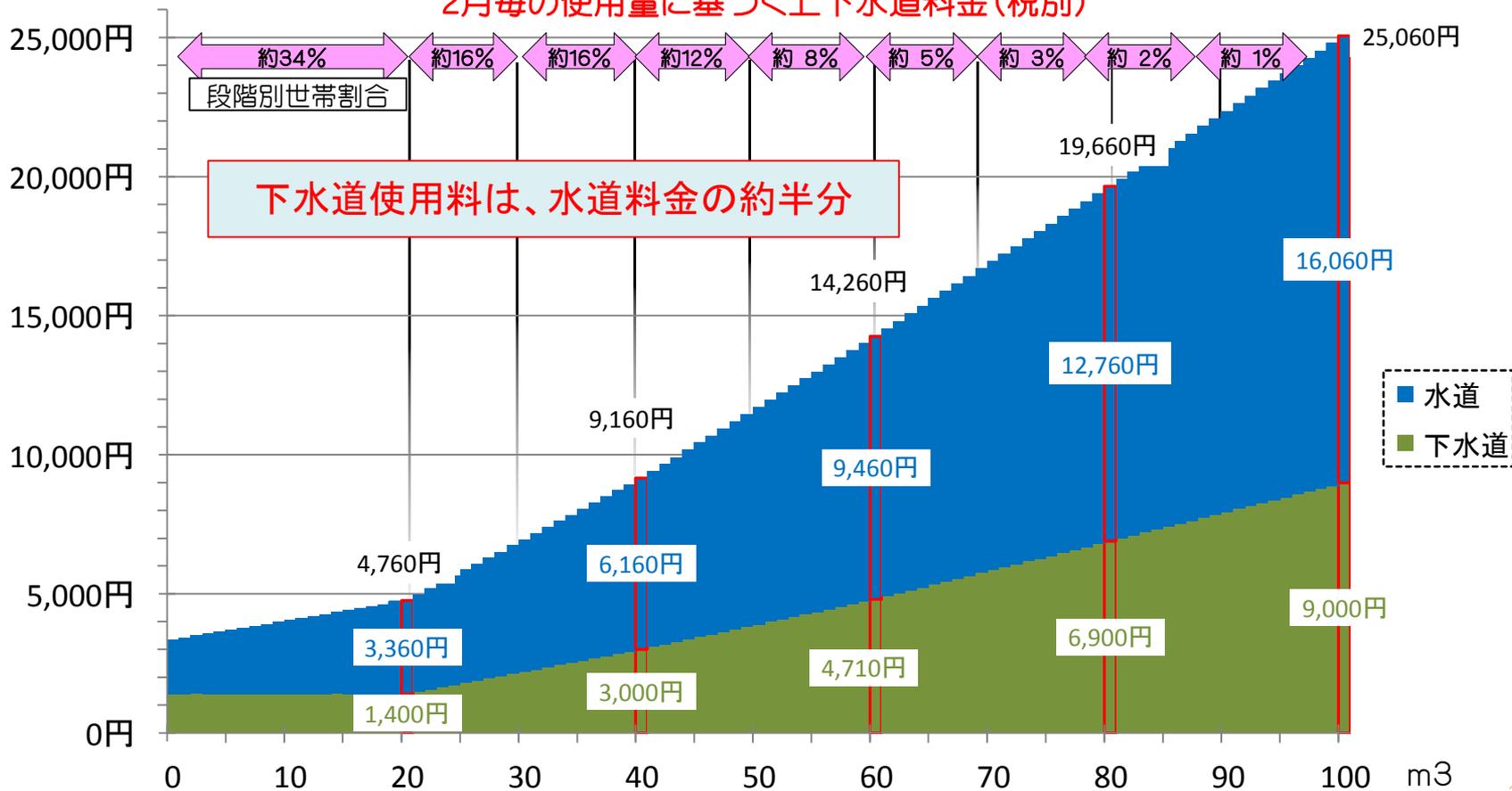
使用料収入不足金額

= (国が要請※1する使用料単価150円/m³ × 有収水量) - 使用料収入



3. 下水道事業についての現状と課題

2月毎の使用量に基づく上下水道料金(税別)



4. 下水道事業の経営改革への取組

公営企業会計の適用

民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要

平成31年度から適用



経営比較分析表の策定・公表

経営指標の経年比較・類似団体の比較により現状を自己分析し公表

平成26年度決算から公表

公営企業の全面的な見える化

更なる抜本的な改革の検討

広域化、共同化
・ 民間活用

適正な使用料
の設定

相互に反映



経営戦略の策定

投資の合理化、財源見直し等
を行い、経営基盤を強化

平成32年度
策定予定



5. 下水道事業の経営分析

平成30年度決算

経費	維持管理費 360,770千円		資本費（元金償還金+利子償還金） 416,094千円				
	その他 （特定財源を有する経費） 57,006千円	雨水分 64,864千円	汚水維持管理費 238,900千円	合流式 汚水資本費 1,341千円	分流式 汚水資本費 379,306千円	雨水資本費 19,804千円	その他 （特定財源を有する資本費） 15,643千円
収入	一般会計繰入金・ その他特定財源等		使用料収入 342,387千円	使用料収入 不足金額 203,027千円	一般会計 繰入金 （分流式下水道 等に要する経 費） 74,133千円	一般会計繰入金・ その他特定財源等	

国が要請※1する使用料単価150円/m3 × 有収水量
= 545,414千円

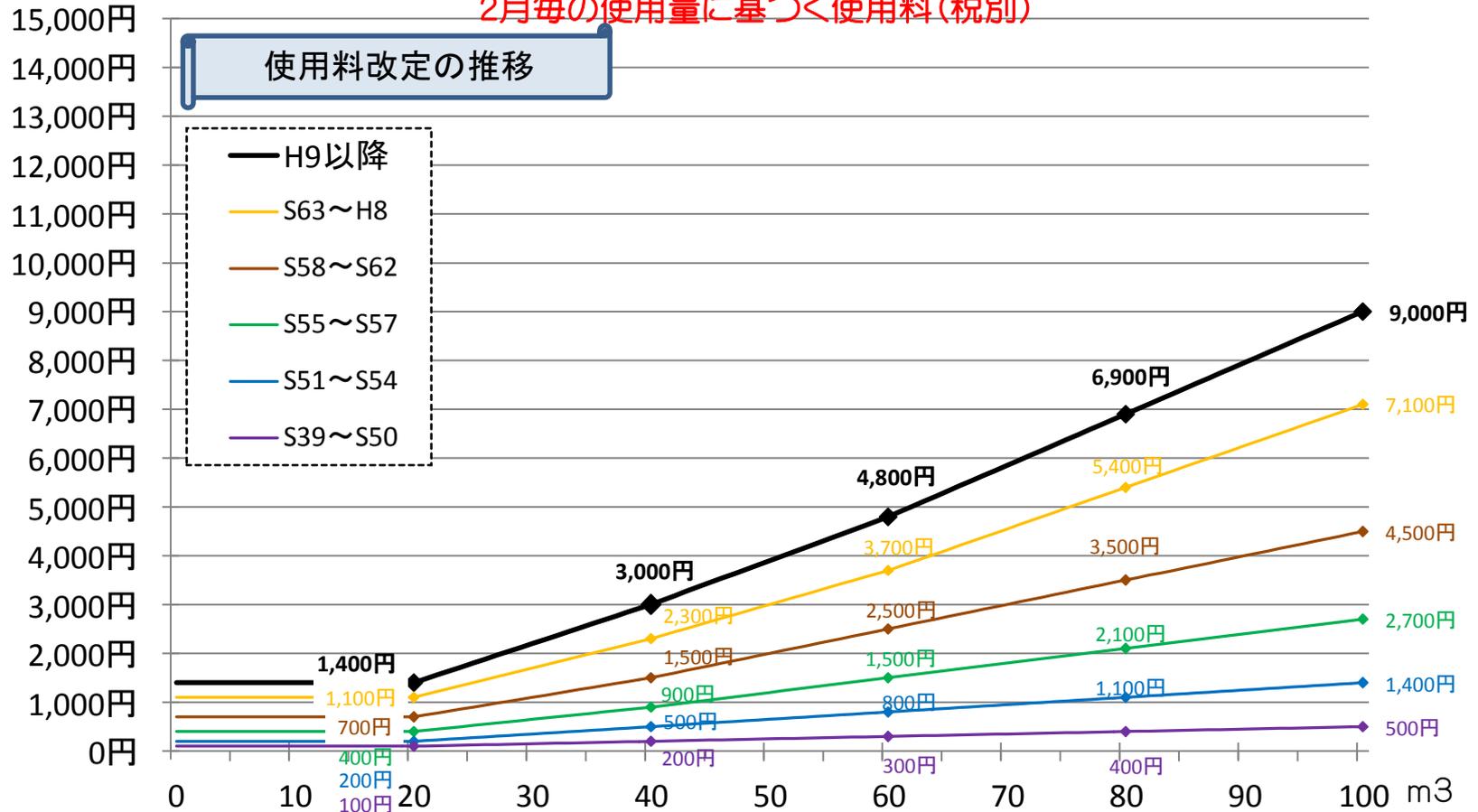
使用料収入(私費)で負担すべき部分

赤字補填繰入金 : 203,027千円



6. 下水道使用料改定の目的

2月毎の使用量に基づく使用料(税別)



6. 下水道使用料改定の目的

➤ 国からの要請

① 公営企業の経営に当たっての留意事項について

(平成26年8月29日、総務省自治財政局公営企業3課室長)

4 下水道事業

(1) 経営について

..... (中 略)

⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。

⑧ 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあっては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。

② 下水道経営に関する留意事項について

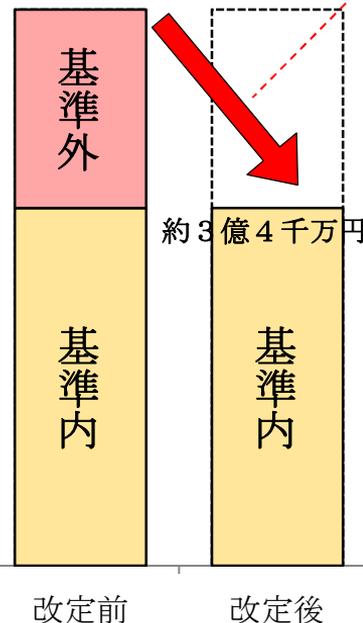
(平成29年3月10日、国土交通省 下水道企画課管理規格指導室課長補佐)

➤ 「受益者負担の原則」に基づかない基準外繰入金の解消

使用料収入不足分：**約1億9千万円**の解消 (H31予算ベース)

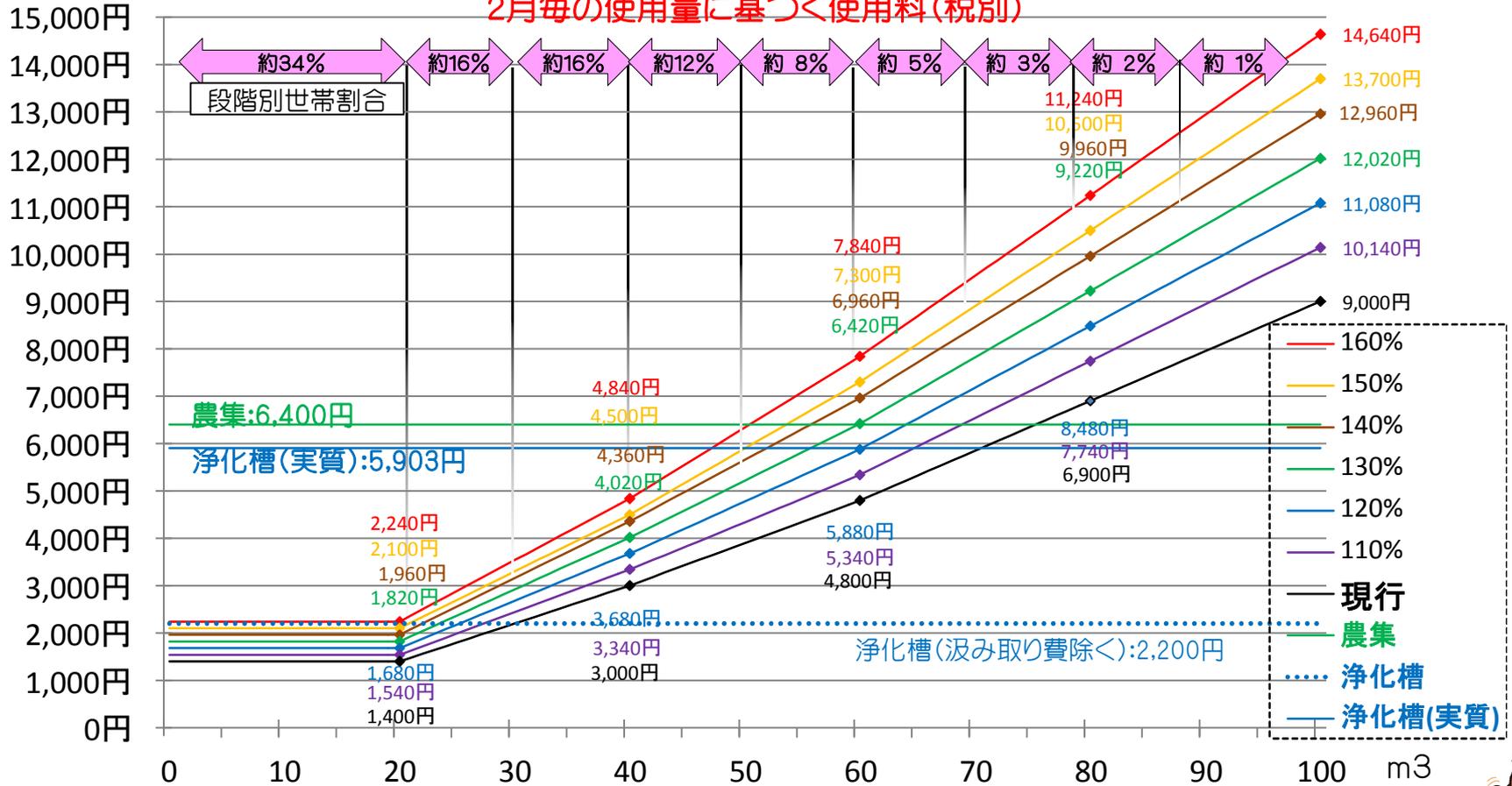
基準外繰入金
約1億9千万円の解消
(H31予算ベース)

約5億3千万円

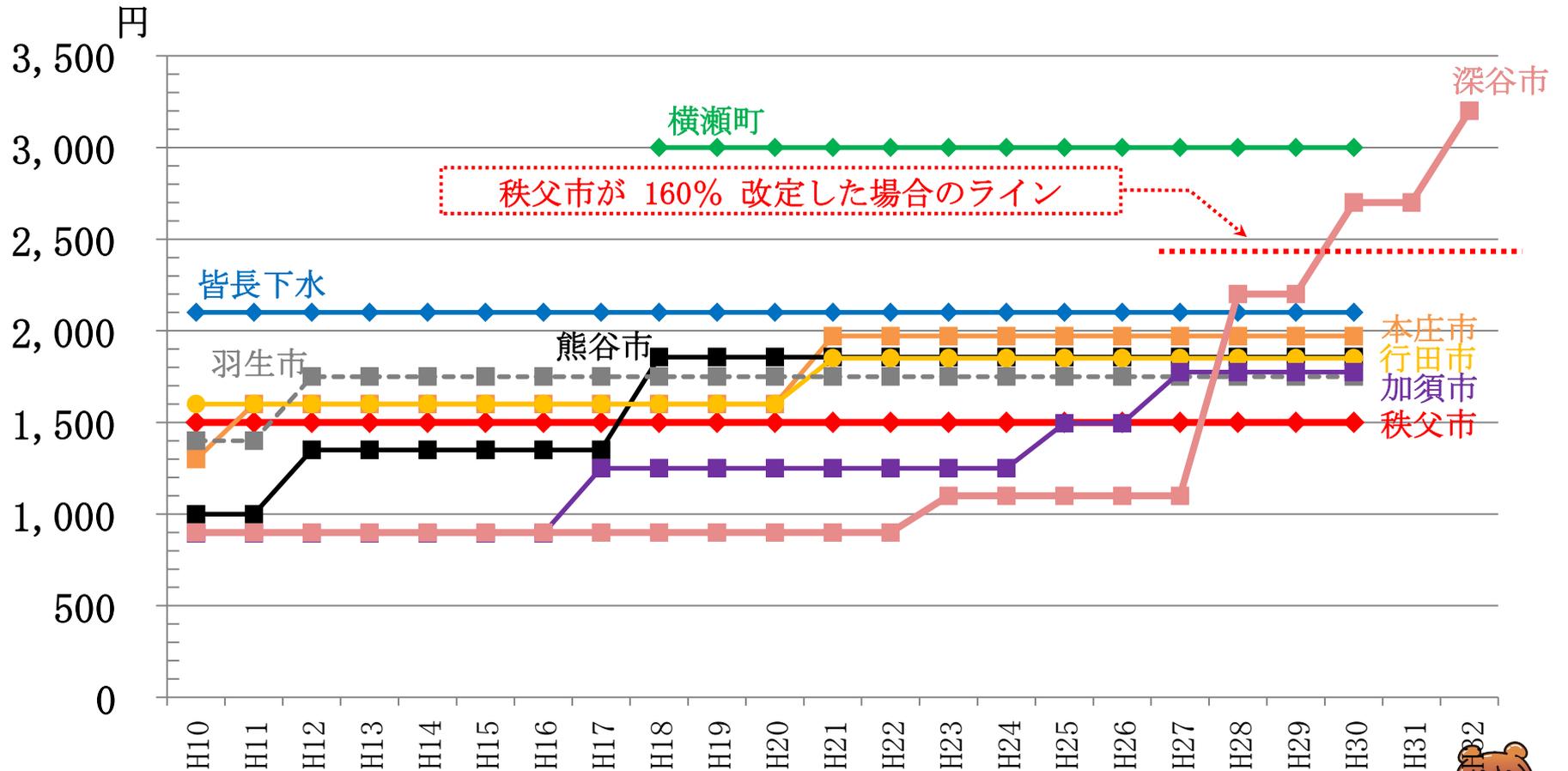


7. 使用料改定シミュレーション

2月毎の使用量に基づく使用料(税別)



8. 近隣市町の下水道使用料〔20m³／月(税別)〕



9. 下水道使用料改定スケジュール(案)

年	2019年(R 1年)				2020年(R 2年)											
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
審議会	第1回	第2回		第4回	答申											
使用者		★ 住民説明会 ↔ パブリックコメント														
議会							議会審議									



R2.7.1
条例施行



参 考 資 料

- ◆ 秩父市公共下水道全体計画図（下水道整備状況について）
A3 片面 1 ページ

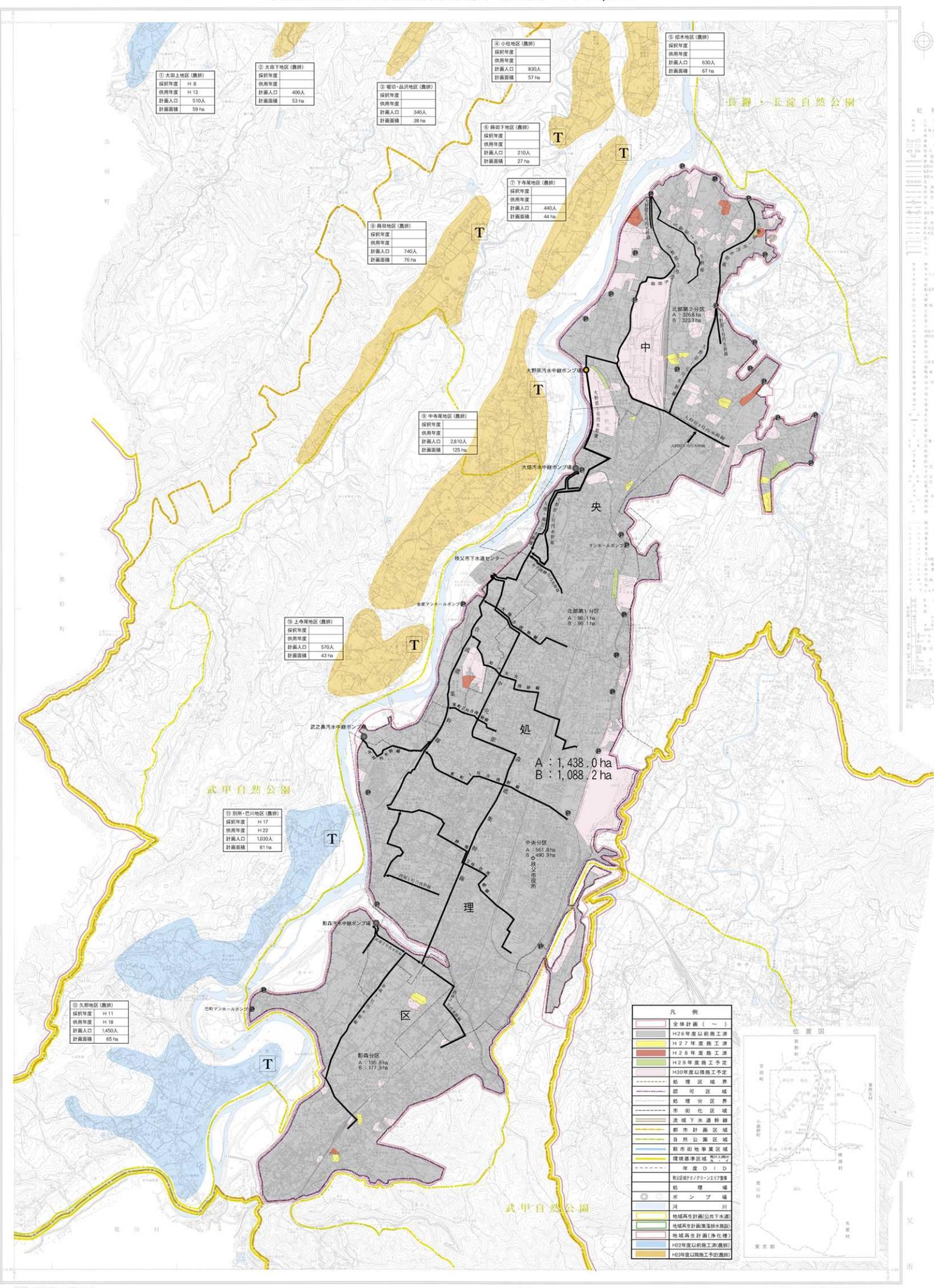
- ◆ 公営企業関係用語解説
A4 両面 3 ページ

- ◆ 経営比較分析表（平成 29 年度決算）
A3 片面 1 ページ

- ◆ 平成 29 年度 県内団体 下水道使用料及び経費回収率一覧
A3 片面 1 ページ

- ◆ 県内市町村の 現行使用料施行（改定）年月日
A4 片面 1 ページ

秩父市公共下水道全体計画図（汚水） 1 : 10,000



① 太田上地区 (農耕)

採択年度	H 8
供用年度	H 13
計画人口	510人
計画面積	59 ha

② 太田下地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	400人
計画人口	
計画面積	53 ha

③ 塩谷・品沢地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	340人
計画面積	38 ha

④ 小柱地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	830人
計画面積	57 ha

⑤ 自由地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	630人
計画面積	67 ha

⑥ 森田地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	210人
計画面積	27 ha

⑦ 下寄屋地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	440人
計画面積	44 ha

⑧ 中海尾地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	740人
計画面積	76 ha

⑨ 中海尾地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	2,810人
計画面積	125 ha

⑩ 上寄屋地区 (農耕)

採択年度	
供用年度	
計画人口	570人
計画面積	43 ha

⑪ 別所・巴川地区 (農耕)

採択年度	H 17
供用年度	H 22
計画人口	1,030人
計画面積	81 ha

⑫ 久那地区 (農耕)

採択年度	H 11
供用年度	H 18
計画人口	1,450人
計画面積	65 ha

凡例

- 全体計画 (～)
- H26年度以前施工済
- H27年度施工済
- H28年度施工済
- H29年度施工予定
- H30年度以降施工予定
- 処理区域界
- 認可区域
- 処理分区域
- 市街化区域
- 流域下水幹線
- 都市計画区域
- 自然公園区域
- 新市街地事業区域
- 環境基準区域 (水質)
- 年度 D I D
- 長官認定タグライン工区
- 処理場
- ポンプ場
- 河川
- 地域再生計画(公共下水道)
- 地域再生計画(環境浄化施設)
- 地域再生計画(浄化槽)
- H22年度以前施工済(農耕)
- H23年度以降施工予定(農耕)



◆ 公営企業関係用語解説 ◆

(1) 公営企業

公営企業とは、地方公共団体が行う各種の事業のうち、上・下水道や病院など、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって賄うことを原則（独立採算原則）に運営される事業をいう。

(2) 法適用事業・法非適用事業

法適用事業とは、地方公営企業法を適用し、企業会計（複式簿記会計）によって経理が行われている事業をいう。

法非適用事業とは、同法を適用せず、官公庁会計によって経理が行われている事業をいう。

(3) 収益的収支・資本的収支

収益的収支は、サービスの対価としての料金収入と、サービスの提供に要する支出からなっている。

資本的収支は、公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出からなっている。

(4) 経常収支

経常収支とは、事業年度に属する経常収益（営業収益＋営業外収益）から経常費用（営業費用＋営業外費用を差し引いたもの）。

◆ 経営分析等の数値の算出方法 ◆

ア 普及率

行政区域内の人口に対する処理区域内人口の割合で、各下水道事業の整備状況を表す。

$$\text{普及率 (\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

イ 企業債残高対事業規模比率

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。

$$\text{企業債残高対給水収益比率 (\%)} = \frac{\text{企業債現在高 (一般会計等負担額を除く)}}{\text{営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金}} \times 100$$

ウ 使用料単価

有収水量 1 m³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す指標で、1 m³ の汚水処理に対して徴収した料金（収益）を表す。

$$\text{使用料単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

エ 処理原価

有収水量 1 m³ あたりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す。

$$\text{処理原価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

オ 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。使用料水準等を評価することが可能である。数値が 100% を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味する。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{処理原価 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

カ 逆ざや

汚水処理原価と使用料単価の差額である。汚水処理原価が上回る場合、使用料で費用を賄えていないことを表す。

$$\text{逆ざや} = \text{処理原価} - \text{使用料単価}$$

キ 施設利用率

晴天時 1 日処理能力に対する晴天時 1 日平均処理量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

$$\text{施設利用率 (\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理量}}{\text{晴天時一日処理能力}} \times 100$$

ク 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す。一般的に数値が100%未満である場合、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

ケ 有収率

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。この数値が100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。数値が低い場合、処理された水量が収益に結びついていないことを表す。

$$\text{有収率 (\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

コ 管渠老朽化率

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を表している。

$$\text{管渠老朽化率 (\%)} = \frac{\text{一定 (法定耐用) 年数を経過した管渠総延長}}{\text{下水道維持管理延長}} \times 100$$

サ 管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

$$\text{管渠改善率 (\%)} = \frac{\text{改善 (更新・改良・修繕) 管渠延長}}{\text{下水道維持管理延長}} \times 100$$

シ 資本費単価資本費単価

有収水量1m³あたりの資本費を示す。経営健全化のために十分な努力をしてもなお、自然条件等により建設改良費が割高のため、高水準の料金設定をせざるを得ない場合は、資本費の一部について一般会計からの繰出金を充てる。

$$\text{資本費単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{算定対象資本費}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

※算定対象資本費は、資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階に応じて定める一定の乗率を乗じて得られる額を控除した額（使用料対象資本費）。

経営比較分析表（平成29年度決算）

埼玉県 秩父市

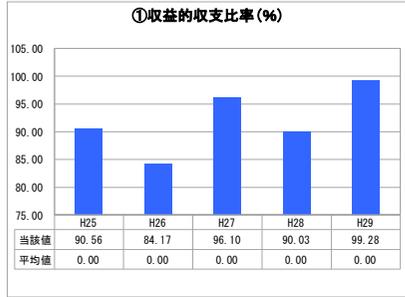
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	55.18	59.33	1,620

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
63,720	577.83	110.27
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
34,966	9.66	3,619.67

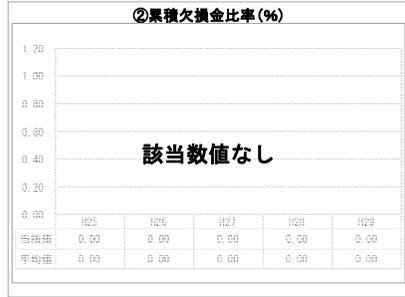
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 平成29年度全国平均

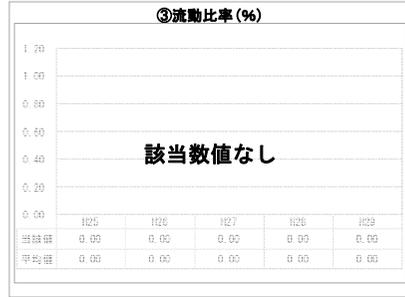
1. 経営の健全性・効率性



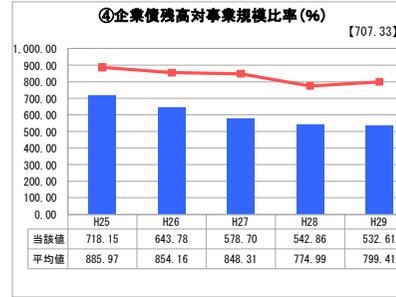
「単年度の収支」



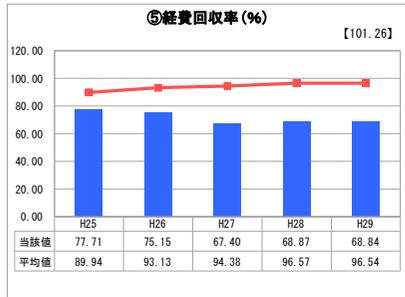
「累積欠損」



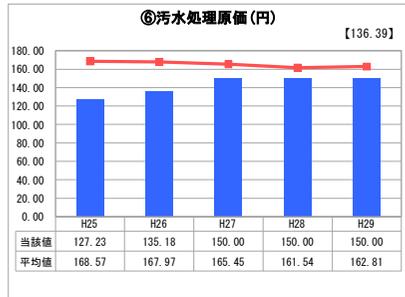
「支払能力」



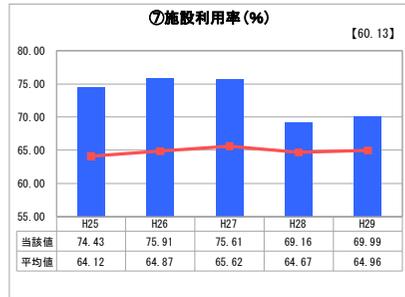
「債務残高」



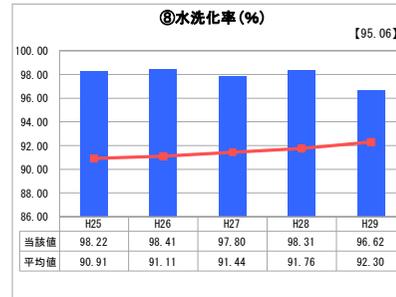
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

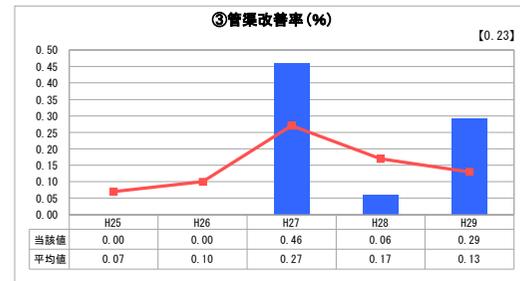
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、④企業債残高対事業規模比率
 改善傾向にあるが、これは、昭和56年3月に完成した下水処理場の企業債償還が平成23年度に終了したためである。今後は、平成22～24年度に実施した下水処理場の機械・電気設備の改築更新事業や平成24・25年度に実施した合流式下水道緊急改善事業の企業債償還金、平成27年度から実施している管渠等長寿命化学事業の実施により企業債償還金が増加することが推測され一般会計からの繰入金、使用料収入など財源確保に取り組みなければ、指標は悪化することが予想される。⑤経費回収率、⑥汚水処理原価
 汚水処理原価は、分流式下水道に要する繰入金等により、今後も150円/m³で高止まりすることが推測される。一方で、使用料単価は、国が要請する全国平均の使用料単価150円/m³に対して、当市は100円/m³前後で推移しているため、経費回収率は69%程度であり一般会計からの赤字補填の繰入金で経営を維持している現状である。そのため、料金改定を実施し使用料単価を引き上げる必要がある。⑦施設利用率
 当市は処理場1箇所を保有している。晴天日最大処理能力21,000m³に対して、約70%程度の施設利用率となっている。なお、平成29年度における晴天日最大処理量は24,809m³を記録しており、日によって処理能力の120%の施設利用率の時がある。⑧水洗化率
 類似団体平均の92.30%(平成29年度)に対して、当市は96.62%であり、下水道への接続率は高い。一方で処理区域内人口は微減しているため、有収水量も微減することが予想される。

2. 老朽化の状況について

当市公共下水道事業は、昭和28年から建設が始まり50年以上経過した管渠と37年経過した処理場を有している。
 処理場については、平成22～24年度に機械・電気設備の改築更新を行っている。また、管渠等については、平成27～31年度の5か年の長寿命化学事業を実施しているところである。

全体総括

当市公共下水道事業は、昭和28年から建設を開始し、昭和39年の供用開始から54年が経過し多くの資産を保有している。
 これらの投下資本を正確に把握し経営状況を明らかにする必要があることから、従来の現金主義会計方式から発生主義の原則に基づく企業会計方式を平成31年度から適用する。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

平成29年度 県内団体 下水道使用料及び経費回収率一覧

順	団体名	公共特環	20㎡/月 税込 8%	順	団体名	公共特環	100㎡/月 税込 8%	順	団体名	公共特環	500㎡/月 税込 8%	順	団体名	公共特環	1,000㎡/月 税込 8%	順	団体名	公共特環	5,000㎡/月 税込 8%	順	団体名	公共特環	10,000㎡/月 税込 8%	順	団体名	公共特環	経費回収率								
1	横瀬町	特環	3,240円	1	日高市	公共	20,098円	1	さいたま市	公共	145,385円	1	さいたま市	公共	335,465円	1	さいたま市	公共	1,998,665円	1	さいたま市	公共	4,228,865円	1	三芳町	公共	116.33%								
2	日高市	公共	2,710円	2	坂戸鶴ヶ島組合	公共	19,580円	2	坂戸鶴ヶ島組合	公共	144,860円	2	坂戸鶴ヶ島組合	公共	316,580円	2	坂戸鶴ヶ島組合	公共	1,690,340円	2	坂戸鶴ヶ島組合	公共	3,407,540円	2	戸田市	公共	113.84%								
3	飯能市	公共	2,656円	3	さいたま市	公共	19,457円	3	日高市	公共	123,778円	3	嵐山町	公共	261,036円	3	上尾市	公共	1,483,822円	3	上尾市	公共	3,022,822円	3	ふじみ野市	公共	110.30%								
4	滑川町	公共	2,484円	4	春日部市	公共	18,662円	4	嵐山町	公共	117,396円	4	春日部市	公共	258,422円	4	嵐山町	公共	1,427,436円	4	嵐山町	公共	2,885,436円	4	東松山市	公共	107.45%								
4	嵐山町	公共	2,484円	5	滑川町	公共	18,036円	5	春日部市	公共	115,862円	5	滑川町	公共	255,636円	5	春日部市	公共	1,398,902円	5	春日部市	公共	2,824,502円	5	川越市	公共	107.44%								
6	さいたま市	公共	2,414円	5	嵐山町	公共	18,036円	6	滑川町	公共	115,236円	6	日高市	公共	253,378円	6	滑川町	公共	1,378,836円	6	滑川町	公共	2,782,836円	6	滑川町	公共	107.35%								
7	深谷市	公共	2,376円	7	深谷市	公共	17,388円	7	上尾市	公共	112,762円	7	上尾市	公共	252,622円	7	小川町	公共	1,359,499円	7	小川町	公共	2,748,109円	7	さいたま市	公共	103.75%								
8	神川町	公共	2,370円	8	小川町	公共	17,177円	8	小川町	公共	111,807円	8	小川町	公共	248,611円	8	本庄市	公共	1,299,121円	8	東松山市	公共	2,726,838円	8	日高市	公共	102.47%								
9	小川町	公共	2,366円	9	上尾市	公共	16,318円	9	吉川市	公共	109,080円	9	吉川市	公共	227,880円	8	上里町	公共	1,299,121円	9	本庄市	公共	2,649,121円	9	富士見市	公共	102.17%								
10	春日部市	公共	2,333円	10	飯能市	公共	15,984円	10	深谷市	公共	103,788円	10	本庄市	公共	219,121円	10	日高市	公共	1,290,178円	10	上里町	公共	2,649,121円	9	上里町	公共	2,649,121円	10	坂戸鶴ヶ島組合	公共	101.33%				
11	越谷市	公共	2,322円	11	志木市	公共	15,498円	11	神川町	公共	99,570円	11	上里町	公共	219,121円	11	神川町	公共	1,255,170円	11	神川町	公共	2,551,170円	11	日高市	公共	2,586,178円	11	朝霞市	公共	101.17%				
12	坂戸鶴ヶ島組合	公共	2,300円	12	神川町	公共	15,330円	12	美里町	公共	99,144円	12	神川町	公共	218,370円	12	東松山市	公共	1,241,838円	12	東松山市	公共	2,453,544円	12	神川町	公共	2,551,170円	12	飯能市	公共	100.00%				
13	鴻巣市	公共	2,268円	13	吉見町	公共	15,282円	13	本庄市	公共	97,621円	13	美里町	公共	217,944円	13	美里町	公共	1,211,544円	13	美里町	公共	2,453,544円	13	美里町	公共	2,453,544円	12	嵐山町	公共	100.00%				
13	皆野長瀬組合	特環	2,268円	14	美里町	公共	14,904円	14	上里町	公共	97,621円	15	飯能市	公共	214,920円	14	吉川市	公共	1,178,280円	14	吉川市	公共	2,366,280円	14	吉川市	公共	2,366,280円	15	上里町	公共	100.00%				
13	寄居町	公共	2,268円	14	松伏町	公共	14,904円	15	飯能市	公共	97,200円	16	深谷市	公共	211,788円	15	飯能市	公共	1,156,680円	15	飯能市	公共	2,333,880円	15	飯能市	公共	2,333,880円	15	飯能市	公共	97.86%				
16	志木市	公共	2,214円	16	皆野長瀬組合	特環	14,580円	16	東松山市	公共	97,038円	16	東松山市	公共	205,038円	16	寄居町	公共	1,103,220円	16	寄居町	公共	2,237,220円	16	寄居町	公共	2,237,220円	16	寄居町	公共	2,237,220円	16	吉川市	公共	95.23%
17	美里町	公共	2,160円	16	寄居町	公共	14,580円	17	吉見町	公共	91,962円	17	蓮田市	公共	202,550円	17	志木市	公共	1,098,198円	17	志木市	公共	2,233,162円	17	所沢市	公共	2,233,162円	17	所沢市	公共	2,233,162円	17	上尾市	公共	93.03%
18	本庄市	公共	2,127円	18	吉川市	公共	14,040円	18	蓮田市	公共	91,850円	18	蓮田市	公共	196,020円	18	所沢市	公共	1,088,362円	18	所沢市	公共	2,232,198円	18	志木市	公共	2,232,198円	18	志木市	公共	92.56%				
18	上里町	公共	2,127円	19	本庄市	公共	13,921円	19	志木市	公共	91,098円	19	志木市	公共	190,998円	18	寄居町	公共	196,020円	19	蓮田市	公共	2,195,150円	19	蓮田市	公共	2,195,150円	19	蓮田市	公共	2,195,150円	19	小川町	公共	91.71%
20	上尾市	公共	2,116円	19	上里町	公共	13,921円	20	皆野長瀬組合	特環	90,720円	20	吉見町	公共	194,562円	20	吉見町	公共	194,562円	20	深谷市	公共	1,075,788円	20	深谷市	公共	2,155,788円	20	深谷市	公共	2,155,788円	20	深谷市	公共	91.64%
21	吉見町	公共	2,106円	21	東松山市	公共	13,878円	21	寄居町	公共	90,720円	21	志木市	公共	190,998円	21	志木市	公共	190,998円	21	熊谷市	公共	1,042,981円	21	熊谷市	公共	2,122,981円	21	熊谷市	公共	2,122,981円	21	越谷市	公共	89.94%
22	白岡市	公共	2,032円	22	蓮田市	公共	13,820円	22	松伏町	公共	88,344円	22	川越市	公共	189,108円	22	川越市	公共	189,108円	22	毛呂山越生鳩山組合	公共	1,039,662円	22	毛呂山越生鳩山組合	公共	2,119,662円	22	毛呂山越生鳩山組合	公共	2,119,662円	22	入間市	公共	88.71%
23	熊谷市	公共	2,005円	23	川越市	公共	13,608円	23	川越市	公共	86,508円	23	入間市	公共	185,868円	23	入間市	公共	185,868円	23	皆野長瀬組合	特環	1,038,420円	23	皆野長瀬組合	特環	2,091,420円	23	皆野長瀬組合	特環	2,091,420円	23	神川町	公共	87.73%
24	行田市	公共	1,998円	23	伊奈町	公共	13,608円	24	入間市	公共	83,268円	24	松伏町	公共	180,144円	24	松伏町	公共	180,144円	24	吉見町	公共	1,036,962円	24	吉見町	公共	2,089,962円	24	吉見町	公共	2,089,962円	24	熊谷市	公共	86.77%
24	東松山市	公共	1,998円	25	杉戸町	公共	13,284円	25	熊谷市	公共	81,281円	25	熊谷市	公共	178,981円	25	熊谷市	公共	178,981円	25	川越市	公共	1,009,908円	25	戸田市	公共	2,087,866円	25	戸田市	公共	2,087,866円	25	和光市	公共	84.98%
26	北本市	公共	1,944円	26	行田市	公共	13,122円	26	行田市	公共	81,162円	26	毛呂山越生鳩山組合	公共	175,662円	26	毛呂山越生鳩山組合	公共	175,662円	26	入間市	公共	1,006,668円	26	入間市	公共	2,035,908円	26	川越市	公共	2,035,908円	26	本庄市	公共	83.92%
26	桶川市	公共	1,944円	27	熊谷市	公共	12,901円	27	伊奈町	公共	80,568円	27	杉戸町	公共	175,284円	27	杉戸町	公共	175,284円	27	蕨市	公共	980,413円	27	蕨市	公共	2,032,668円	27	入間市	公共	2,032,668円	27	狭山市	公共	82.43%
26	八潮市	公共	1,944円	28	鴻巣市	公共	12,852円	28	毛呂山越生鳩山組合	公共	78,462円	28	行田市	公共	172,962円	28	行田市	公共	172,962円	28	川口市	公共	970,438円	28	川口市	公共	2,023,438円	28	川口市	公共	2,023,438円	28	蓮田市	公共	82.27%
26	伊奈町	公共	1,944円	29	桶川市	公共	12,744円	29	宮代町	公共	78,191円	29	所沢市	公共	172,522円	29	所沢市	公共	172,522円	29	杉戸町	公共	952,884円	29	蕨市	公共	2,006,413円	29	蕨市	公共	2,006,413円	29	皆野長瀬組合	特環	82.18%
30	蓮田市	公共	1,940円	30	宮代町	公共	12,579円	30	杉戸町	公共	78,048円	30	杉戸町	公共	168,531円	30	宮代町	公共	168,531円	30	行田市	公共	950,562円	30	行田市	公共	1,924,884円	30	杉戸町	公共	1,924,884円	30	所沢市	公共	82.13%
31	加須市	公共	1,915円	31	白岡市	公共	12,540円	31	桶川市	公共	76,464円	31	伊奈町	公共	166,968円	31	伊奈町	公共	166,968円	31	戸田市	公共	943,066円	31	戸田市	公共	1,922,562円	31	行田市	公共	1,922,562円	31	春日部市	公共	81.70%
32	草加市	公共	1,911円	32	入間市	公共	12,528円	32	富士見市	公共	75,168円	32	桶川市	公共	162,864円	32	桶川市	公共	162,864円	32	久喜市	公共	931,821円	32	久喜市	公共	1,903,824円	32	久喜市	公共	1,903,824円	32	川口市	公共	81.34%
33	羽生市	公共	1,890円	32	富士見市	公共	12,528円	33	秩父市	公共	75,060円	33	秩父市	公共	161,460円	33	松伏町	公共	914,544円	33	松伏町	公共	914,544円	33	松伏町	公共	1,832,544円	33	松伏町	公共	1,832,544円	33	行田市	公共	80.55%
33	毛呂山越生鳩山組合	公共	1,890円	34	加須市	公共	12,450円	34	鴻巣市	公共	74,412円	34	蕨市	公共	159,613円	34	蕨市	公共	159,613円	34	宮代町	公共	907,251円	34	宮代町	公共	1,830,651円	34	宮代町	公共	1,830,651円	34	蕨市	公共	80.10%
35	宮代町	公共	1,849円	35	北本市	公共	12,258円	35	所沢市	公共	74,242円	35	鴻巣市	公共	158,112円	35	鴻巣市	公共	158,112円	35	桶川市	公共	897,264円	35	桶川市	公共	1,815,264円	35	桶川市	公共	1,815,264円	35	新座市	公共	79.01%
36	久喜市	公共	1,836円	36	越谷市	公共	12,096円	36	加須市	公共	73,650円	36	川口市	公共	157,198円	36	川口市	公共	157,198円	36	羽生市	公共	886,140円	36	羽生市	公共	1,804,140円	36	羽生市	公共	1,804,140円	36	毛呂山越生鳩山組合	公共	77.90%
36	吉川市	公共	1,836円	37	横瀬町	特環	11,880円	37	白岡市	公共	73,452円	37	久喜市	公共	154,224円	37	久喜市	公共	154,224円	37	狭山市	公共	874,368円	37	狭山市	公共	1,792,368円	37	狭山市	公共	1,792,368円	37	伊奈町	公共	77.70%
36	杉戸町	公共	1,836円	38	久喜市	公共	11,664円	38	久喜市	公共	73,224円	38	富士見市	公共	153,468円	38	富士見市	公共	153,468円	38	鴻巣市	公共	870,912円	38	三郷市	公共	1,787,562円	38	三郷市	公共	1,787,562円	38	鴻巣市	公共	76.98%
36	松伏町	公共	1,836円	39	毛呂山越生鳩山組合	公共	11,502円	39	三芳町	公共	71,604円	39	羽生市	公共	151,740円	39	羽生市	公共	151,740円	39	三郷市	公共	869,562円	39	鴻巣市	公共	1,761,912円	39	鴻巣市	公共	1,761,912円	39	白岡市	公共	75.72%
40	入間市	公共	1,782円	40	秩父市	公共	11,340円	40	川口市	公共	70,798円	40	八潮市	公共	151,243円	40	八潮市	公共	151,243円	40	伊奈町	公共	858,168円	40	伊奈町	公共	1,722,168円	40	伊奈町	公共	1,722,168円	40	寄居町	公共	75.12%
41	川口市	公共	1,678円	41	所沢市	公共	11,278円	41	羽生市	公共	70,740円	41	加須市	公共	150,150円	41	加須市	公共	150,150円	41	秩父市	公共	852,660円	41	秩父市	公共	1,716,660円	41	秩父市	公共	1,716,660円	41	桶川市	公共	74.35%
42	富士見市	公共	1,620円	42	三芳町	公共	11,124円	42	北本市	公共	70,578円	42	白岡市	公共	149,592円	42	白岡市	公共	149,59																

県内市町村の 現行使用料施行(改定)年月日

No	団体名	・公共下水 ・特定環境保 全	公営企業会計				改定年月日	改定率	使用料 20m3/月	経費 回収率
			全部	財務	適用年月	非適用				
1	川口市	公共	○		H31.04.01		H30.07.01	16.92%	1,962	81.34%
2	深谷市	公共	○		H18.01.01		H30.04.01	22.73%	2,916	91.64%
3	狭山市	公共	○		H23.04.01		H30.04.01	9.97%	1,544	82.43%
4	所沢市	公共	○		H25.04.01		H30.04.01	26.00%	1,609	82.13%
5	坂戸鶴ヶ島組合	公共				○	H29.06.01	15.12%	2,300	101.33%
6	戸田市	公共	○		H26.04.01		H29.04.01	29.21%	1,004	113.84%
7	草加市	公共				○	H29.04.01	5.99%	1,911	71.98%
8	越谷市	公共				○	H28.07.01	8.60%	2,322	89.94%
9	春日部市	公共	特環	○	H25.04.01		H28.07.01	20.00%	2,333	81.70%
10	八潮市	公共				○	H28.07.01	8.20%	1,944	73.48%
11	杉戸町	公共	特環			○	H28.01.01	13.78%	1,836	72.22%
12	三芳町	公共	特環			○	H27.10.01	平均7.7%	1,512	116.33%
13	蓮田市	公共	特環	○	H31.04.01		H27.10.01	10.10%	1,940	82.27%
14	白岡市	公共				○	H27.04.01	23.70%	2,032	75.72%
15	加須市	公共		○	H22.03.23		H27.04.01	4.70%	1,915	70.11%
16	飯能市	公共	特環	○	H31.04.01		H26.10.01	10.90%	2,656	100.00%
17	上尾市	公共		○	H31.04.01		H26.10.01		2,116	93.03%
18	さいたま市	公共		○	H17.04.01		H26.06.01	21.60%	2,414	103.75%
19	久喜市	公共		○	H29.04.01		H25.04.01	6.30%	1,836	72.77%
20	美里町	公共				○	H25.04.01		2,160	18.34%
21	川越市	公共	○		H15.04.01		H24.11.01	35.34%	1,566	107.44%
22	和光市	公共	○		H26.04.01		H23.04.01	19.43%	1,239	84.98%
23	神川町	公共	特環			○	H21.07.01		2,370	87.73%
24	新座市	公共	特環			○	H21.07.01	11.80%	1,609	79.01%
25	上里町	公共	特環	○	H26.04.01		H21.06.12		2,127	100.00%
26	ふじみ野市	公共	○		H28.04.01		H21.04.01		1,346	110.30%
27	本庄市	公共		○	H27.04.01		H21.04.01	23.81%	2,127	83.92%
28	行田市	公共		○	H31.04.01		H21.04.01	17.40%	1,998	80.55%
29	北本市	公共		○	H29.04.01		H21.04.01		1,944	73.67%
30	鴻巣市	公共		○	H19.04.01		H20.04.01	11.90%	2,268	76.98%
31	入間市	公共	○		H27.04.01		H19.06.01	19.06%	1,782	88.71%
32	宮代町	公共				○	H19.04.01		1,849	70.48%
33	志木市	公共	○		H26.04.01		H18.07.01	21.63%	2,214	92.56%
34	熊谷市	公共	○		H31.04.01		H18.04.01	37.70%	2,005	86.77%
35	横瀬町		特環			○	H18.04.01		3,240	56.42%
36	富士見市	公共	特環	○	S58.04.01		H17.10.01	平均30.7%	1,620	102.17%
37	吉見町	公共	特環			○	H17.04.01	14.18%	2,106	97.86%
38	松伏町	公共				○	H17.04.01	11.50%	1,836	72.44%
39	日高市	公共	特環	○	S58.04.01		H15.07.01	20.00%	2,710	102.47%
40	蕨市	公共				○	H12.04.01	22~38.89%	1,285	80.10%
41	羽生市	公共				○	H12.01.01		1,890	66.95%
42	小川町	公共				○	H10.10.01		2,366	91.71%
43	吉川市	公共		○	H31.04.01		H10.04.01		1,836	95.23%
44	皆野長瀬組合		特環	○	H24.04.01		H09.10.01		2,268	82.18%
45	桶川市	公共		○	H31.04.01		H09.07.01		1,944	74.35%
46	東松山市	公共	○		H31.04.01		H09.06.01	15.10%	1,998	107.45%
47	秩父市	公共		○	H31.04.01		H09.05.01	29.00%	1,620	68.84%
48	滑川町	公共				○	H06.04.01		2,484	107.35%
49	嵐山町	公共				○	H06.04.01		2,484	100.00%
50	寄居町	公共				○	H04.04.01		2,268	75.12%
51	幸手市	公共		○	H31.04.01		H03.04.01		1,566	58.14%
52	伊奈町	公共				○	H02.10.01		1,944	77.70%
53	毛呂山越生鳩山組合	公共		○	H31.04.01		H01.04.01		1,890	77.90%
54	川島町	公共				○	H01.04.01		1,512	68.98%
55	三郷市	公共				○	S58.04.01		1,566	61.61%
56	朝霞市	公共				○	S57.02.01		1,134	101.17%

出典：市町村税財政資料集（平成29年度決算概要）（埼玉県市町村課ホームページ）

※ 経費回収率は、H29決算